

大阪市告示第332号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月10日

大阪市長 横山英幸

次の河川区域内にある物件は、河川法第24条の規定に違反するので、令和8年3月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

河川名	除却実施場所	物件
道頓堀川	浪速区幸町3丁目9番3号先	機能喪失した船舶（4隻）

（建設局道路河川部河川課）